

宜野座村農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の募集要領

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）に基づき、宜野座村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員候補者の推薦を求めるとともに、募集を行う

1. 募集人員

- (1) 農業委員 7人
- (2) 農地利用最適化推進委員 5人（松田地域 2人、宜野座地域 1人、惣慶・福山地域 1人、漠那・城原地域 1人）

2. 推薦及び募集方法

- (1) 一般推薦 農業者等3人以上が連名し、その代表者が推薦
- (2) 団体推薦 農業関係団体の代表者又は地縁団体等の代表者が推薦
- (3) 一般応募 自らが委員に応募

※農業委員と農地利用最適化推進委員の兼任は出来ませんが、両方に推薦又は応募することは可能です。

3. 資格要件

推薦を受け又は応募できる方は、次に掲げる資格要件を全て満たしている方です。

- (1) 村内に住所を有する方で、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化推進に関する事項に関しその職務を適切に行うことができる方
 - (2) 村の職員でない方
 - (3) 暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有していない方
- ※ただし、次のいずれかに該当する方は、推薦を受け又は応募することができません。

ア. 破産手続開始の決定を受けて復権を得てない方

イ. 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方

4. 委員の任期

- (1) 農業委員 令和5年10月1日から令和8年9月30日まで（3年間）
- (2) 農地利用最適化推進委員 委嘱日から令和8年9月30日まで

5. 主な職務

(1) 農業委員

農地転用、農地の無断転用の防止・解消など農地法等に基づいて農業委員会の権限に属する事項の審議のほか、農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の防止・解消などの農地の利用の最適化に関する事項について農地利用最適化推進委員と一体となって行う活動等が主な職務となります。会議等は、毎月1回程度の総会のほか、随時開催による会議、研修会等への出席をしていただきます。

(2) 農地利用最適化推進委員

農地の無断転用の防止・解消などを図るための現地調査等のほか、農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の防止・解消などの農地利用の最適化に関する事項について農業委員と一体となって行う活動等が主な職務となります。会議等は、農業委員会の総会（ただし、議決権はありません）、研修会への出席をしていただきます。

6. 身分及び報酬額

いずれも地方自治法第203条の2に規定する特別職の非常勤職員で、宜野座村非常勤職員の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規程に基づき報酬を支給します。

農業委員会委員	月額47,000円
農地利用最適化推進委員	月額45,000円

7. 申込手続き

別添の「推薦書」又は「応募申込書」に必要事項を記入のうえ、募集期限までに宜野座村農業委員会へ直接又は郵送にて提出してください。なお、郵送の場合は、受付期限当日までの消印有効となります。

また、提出された推薦書及び応募申込書は返却しませんのでご了承ください。

※ メール及びFAXによる提出は受け付けません。

※ 法律等の規定により推薦書及び応募申込書に記載された事項は、住所、電話番号、生年月日を除き、全て公表となりますのでご承知ください。

8. 募集期間

令和5年6月12日(月) ～ 令和5年7月10日(月)まで

9. 選考方法

(1) 農業委員

推薦及び公募を行い、議会の同意を得て村長が任命します。募集人員を超えた場合等は、宜野座村農業委員選考委員会で選考いたします。なお、必要に応じて面接を実施する場合があります。

(2) 農地利用最適化推進委員

推薦及び公募を行い、農業委員会会長が委嘱します。募集人員を超えた場合等は、宜野座村農業委員会の総会において選考いたします。なお、必要に応じて面接を実施する場合があります。

10. 選考結果の通知

選考結果については、書面で通知します。

※電話等でのお問い合わせにはお答えできません。

11. 個人情報の取り扱い

推薦又は応募により取得した個人情報については、保護・管理に十分留意するとともに、候補者の選考以外の目的に使用することはありません。

12. 問い合わせ先

〒904-1392 宜野座村字宜野座296番地

宜野座村農業委員会事務局 電話 098-968-5102